

# 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会

## 評価結果公表要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、広島県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という）設置要綱第11条の規定に基づき、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という）が行う評価事業の評価結果の公表基準及びその手続きを定めることにより、福祉サービス事業者（以下「事業者」という）の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

### (評価結果の公表)

第2条 推進委員会及び評価機関が公表する評価結果の内容（以下「公表内容」という）は、様式第1号から2号のとおりとする。

2 評価機関は、独自で実施した評価結果等も加えて公表することができる。

### (事業者情報の公表)

第3条 公表内容は、事業者に関する情報を含めるものとする。

### (公表の同意)

第4条 評価機関は、評価結果を公表する場合、様式第3号により対象となる事業者の同意を得るものとする。

2 事業者の同意を得るにあたっては、評価機関は、評価結果について丁寧に説明し、公表の意味と公表内容について十分に理解を得ることとする。

3 事業者から同意が得られない場合、評価内容の公表は行わず、事業者名と公表を望まない理由を公表するものとする。

### (推進委員会への報告)

第5条 評価機関は、評価結果を事業者に報告した後30日以内に、公表内容について推進委員会に対して報告する。

2 評価機関は、事業者に評価結果を報告する際、推進委員会が行う公表に対する同意又は不同意の意思を確認し、様式3号又は4号を作成する。

3 推進委員会は、公表内容について、プライバシー等の問題の有無を確認したうえで受領する。

### (評価機関における公表)

第6条 評価機関は、推進委員会への報告の後、公表内容を当該評価機関の事務所内に公表書類を備えるなど、閲覧可能な状態としておくことにより公表するものとする。

2 評価機関は、やむを得ない場合は、推進委員会に対して評価結果を報告することにより、前項の公表に代えることができる。

3 公表の期間は、推進委員会が公表を行った日から2年間とする。

### (推進委員会における公表)

第7条 推進委員会は、評価機関から評価結果の報告を受けたときは、第2条の規定に基づき公表を行う。

2 事業者から同意が得られない場合は、評価内容の公表は行わず、事業者名と公表を希望しない理由を公表する。

3 公表は、インターネット上の推進委員会のホームページ上で行うとともに、推進委員会事務局において公表資料を公開することにより行う。

4 公表の期間は、推進委員会が公表を行った日から2年間とする。

(評価機関等の公開)

第8条 推進委員会は、評価結果の公表にあたっては、評価機関及び評価調査者等の関連情報の公開を行い、利用者の利用にあたっての利便性に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価事業の公表に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

様式第1号の1	福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要：公表に同意する場合）
様式第1号の2	福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要：公表に同意しない場合）
様式第2号	福祉サービス第三者評価 自己評価・第三者評価の結果（管理運営編・サービス編）
様式第3号	評価結果に関する公表の同意書
様式第4号	評価結果に関する公表の不同意書